

保証の対象となる業種

中小企業者が保証対象(中小企業保険法により定義)

- ・ 中小企業保険法施行令第1条において農業、林業、漁業、金融・保険業、以外の業種が指定され、この指定業種に属する事業が特定事業(保証対象事業)である。
- ・ **保証対象外業種(参考例)**※実態が不明瞭な場合は、個別に協会までお問い合わせください。

農林漁業(林業の内素材生産業及び素材生産サービスを除く)

金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービスを除く)

風俗営業飲食業

(食事の提供を主目的とするもの並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するものを除く)

サービス業等の中で以下のもの

- ・興信所、易断所、観相業、相場案内業、
- ・競輪・競馬等の競争場・競技団 ・パチンコホール、射的場、場外馬券・車券場、競輪・競馬等予想業、
- ・特殊浴場業、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ、テレホンクラブ、ヌードスタジオ、ストリップ劇場、ファッションマッサージ等(風営法2条6項～10項に掲げられている業種)
- ・民営職業紹介業(芸ぎあっせん業に限る)、
- ・集金業及び取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く)
- ・政治・経済・文化団体 ・学校法人 ・宗教団体

ご相談の窓口について

沖縄県信用保証協会では、中小企業の皆様の経営相談、再生支援・創業支援を充実・強化するために、平成20年4月より経営支援課を新設いたしました。皆様の経営の実情に応じて適切なアドバイスを行うとともに、積極的かつ親身にサポートし、これまでになかった様なサービスも展開してまいります。沖縄県中小企業再生支援協議会、市町村商工会議所、金融機関等との関係機関とも連携を深めながら、支援体制のネットワーク構築にも取り組んでおりますので、お気軽にご相談ください。

沖縄県信用保証協会

○経営支援課

那覇市前島3丁目1番20号

TEL 098(863)―5300

○経営支援課

中部分室 沖縄市南桃原3丁目22番11号メゾン桃山1階

TEL 098(933)―6091